

建築物解体工事特記仕様書

I 工事概要

- 1 工事名 会津森林管理署湯野上森林事務所解体工事
- 2 工事場所 福島県南会津郡下郷町大字湯野上字居平乙 746 番地
- 3 敷地面積 262.9 m²
- 4 用途地域等 都市計画区域外 用途地域指定なし
- 5 解体規模

建築物	棟 No	1	2	3
	棟 名 称	事務所	車庫	倉庫
	構 造	木造平屋 金属板葺き	軽量鉄骨造 平屋建て	ﾌﾟﾚﾊﾞ 平屋建て
	階 数	1	1	1
	建 築 面 積	79.35 m ²	16.62 m ²	9.90 m ²
	延 べ 面 積	同上	同上	同上
	・ 飛散防止用散水水道及び解体用電源は利用できない。			
その他	・ 合併浄化槽撤去工事			
	・ 空調機撤去、処分（フロン回収含む）			
	・ アスベスト含有建材： レベル3 対応			
	・ 建築物内の残存什器類の処分			

II 解体工事仕様

1 共通仕様

図面及び本仕様に記載されていない事項は、国土交通大臣官房官庁営繕部制定「建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）・同解説（以下、「解体共通仕様書」という。）」、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和7年版」及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和7年版」、「建築工事安全施工技術指針」、「建設工事公衆災害防止対策要綱 建築工事編」、「建設副産物適正処理推進要綱」による。

なお、施工条件明示書は特記仕様書に含める。

2 特記仕様書の適用等

- (1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
- (2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
○印と※印が付いた場合は、共に適用する。
- (3) 特記事項に記載の（ ）内表示番号は、解体共通仕様書の当該項目、当該図面又は当該表を示す。

章	項 目	特記事項
1 一般共通事項	① 一般事項	○ 工事にあたっては、近隣住民や通行人に対する安全の確保に努めること。 ○ 工事にあたっては、構造物の状況や工事現場周辺の環境状況を検討した上で、騒音規制法、振動規制法等の関係諸法令を遵守し、必要な措置を講じること。 ○ 工事施工中に予期せぬ事態や疑義が生じた場合は、監督職員に報告の上、指示に従い適正な処理を行うこと。 ○ 工事に伴う官公庁への届け出等の手続き（その費用を含む。）及び工事用電気・水道等の使用に係る費用は、受注者の負担とする。 ○ 工事による発生材は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下、「建設リサイクル法」という。）等の関係諸法令を遵守し、監督職員の承諾を得て適正に処分すること。 ○ 受注者は、監督職員と随時打ち合わせを行い、工程の確認・調整及び工事の円滑な進捗を図ること。 ○ 施工体系図を現場に掲示すること。 ○ 工事着手前及び完成時に、以下に示す調査範囲の近隣家屋等の内外の状況（地盤、擁壁、内外壁、床、建具等）を調査・記録し、報告書を監督職員に提出すること。
	② 工事实績情報サービス（CORINS）の登録	※ 適用する（ただし、請負精算額が500万円以上の場合） ・ 適用しない (1. 1. 4)

③ 工事の記録

工事中、完成時ともカラー写真とする。
撮影対象等は「営繕工事写真撮影要領 令和5年版 工事写真撮影ガイドブック」の解体工事編 による他、次の箇所とする。

分類	規格	撮影箇所	提出部数
着 工 前	サービス版	- 敷地全景 - 解体建築物全景 棟毎 - 解体外構工作物、設備等毎	1 部
工 事 中	サービス版	- 仮設物（仮囲、仮設WC、仮設事務所、工事看板等） - 分別解体の経過状況（作業順） - 基礎解体後の最深部 - 埋め戻し状況 - 伐採、伐根状況 - 屋外埋設物撤去状況 - 供給設備関係の処理状況 - 公害対策状況 - 解体機械、発生材運搬車両 - 発生材処分先及び搬入写真 - 振動、騒音測定状況写真 - その他監督職員が必要と認め、指示した箇所	1 部
完 成 時	サービス版		1 部

この写真はデジタル写真も可とし、その仕様等は監督職員の指示による。

④ 施工計画書等

- 工程表・施工計画書・仮設計画書等は、工事契約締結後速やかに監督職員に提出し、承諾を得ること。
(1. 2. 2)
- 建築物の解体工事の施工計画書の作成にあたっては、建設副産物リサイクル広報推進会議が発刊した「建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取扱い」などを参考に有害物質等の事前調査をすること。また、事故防止（特に外壁等の崩落による公衆災害の防止）を図るため関係する法令、指針等を遵守するほか、特に以下に留意しなければならない。
- 『建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン（平成15年7月3日付け国土交通省住宅局長通達）』参照。
ガイドラインの抜粋（なお、次にある「請負者」は「受注者」に、「監督員」は「監督職員」にそれぞれ読み替えること。）
 - 1 施工計画等の作成に当たっては、解体対象物の構造、立地条件等を事前に充分調査、把握し、事故防止に十分配慮した解体工法・解体手順等を決定すること
 - 2 請負者は、設計図書等を充分把握するとともに、実況が設計図書と異なることを想定し、各構造部分の十分な目視確認するとともに、特殊構造の建築物の解体にあつては、必要に応じて構造の専門家と十分協議し、安全性を考慮した工法を選択すること。
 - 3 請負者は、解体工事途中段階で想定外の構造、鉄骨の腐食、設備等が判明した場合は、工事を一旦中止し、監督員に報告した上で、施工計画の修正を検討すること。
 - 4 請負者は、公衆災害を防止する観点から、特に①建築物の外周部が張り出している構造の建築物、②カーテンウォール等、外壁が構造的に自立していない工法の建築物の解体工事の施工にあたっては、工事の各段階において構造的な安定性を保つよう、工法を選択等を適切に行うこと。
 - 5 請負者は、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、プレキャストコンクリート造等の異種構造の接合部、増改築部分と従前部分の接合部等の解体については、特に接合部の強度等に十分配慮した施工計画を作成、工事の実施を行うこと。

5 電気保安技術者

- ・ 適用する ※ 適用しない
(1. 3. 3)

⑥ 事故報告

工事の施工中に事故が発生した場合は、直ちに監督職員に通報するとともに、別に指示する「事故報告書」を指示する期日までに監督職員に提出する。
(1. 3. 8)

⑧ 施工中の安全確保及び環境保全	○ 「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」（平成９年建設省告示第１５３７号）に基づき、指定された建設機械を使用する。（１．３．６） ○ 「建設機械に関する技術指針（平成３年建設省通知第２４７号）」に基づき、指定された排出ガス対策型建設機械を使用する。（１．３．６） ○ 地下埋設物等による有出ガス（炭酸ガス、一酸化炭素、及びメタンガス等）の発生への対処、地下構造物の撤去時における周壁崩落事故及び転落事故防止の安全対策に十分注意すること。 ○ 作業に必要な酸素、アセチレン、及び軽油等の危険物は所定の位置に施錠の上保管、若しくは現場外に搬出する等管理を徹底すること。労働災害及びその他の事故発生等を防止するための注意と、常時の点検を作業員に徹底させること。 ○ 作業開始前に当日の工事打ち合わせを実施し、公害及び第３者に対する事故防止及び周辺環境の保全に努めること。（１．３．９）						
⑨ 近隣との折衝等	○ 工事着手前に近隣住民等へ工事内容を周知するとともに、着手後は週間の作業内容を掲示等により知らせること。 ・ 住民説明会の開催（※ 実施する ○ 実施しない）						
⑩ 完成図書等	○ 完成図書 ※製本１部 製本形式 ※チューブファイル ※ 完成図書に綴じこむもの ※ 敷地現況図 記入事項 ・ 敷地境界線 ・ 道路境界線、道路幅員、排水溝等 ・ 方位 ・ 敷地内残存工作物、立木、電柱、電話柱等 ・ 敷地内設備位置（給水引き込み位置、下水桝位置） ・ 整地後レベル（ mグリッド） ※ その他監督職員の指示するもの ・ 添付するもの（記録として保存すべき施設で、建設時の図面がない場合に限る。） ・ A３版 縮小原図（配置図、平面図、立面図、仕上表、一般断面図）とする。						
⑪ 電子納品等	※ 電子納品対象工事 ・ 電子納品対象外工事 CD-R（監督職員提出用）（ １ 部 ） - CD-Rに格納するもの ※ 敷地現況図（※CAD ※PDF） ※ 監督職員が指示した図面等 ※ 工事概要ファイル - 受注者は、次により電子納品を行うものとする。 - ただし、監督職員の承諾があった場合はこの限りでない。 (1) 完成図等は、「官庁営繕事業に係わる電子納品運用ガイドライン（営繕工事編）、営繕工事電子納品要領【令和３年改訂 国土交通省大臣官房官庁営繕部】」（以下、「要領等」という。）に基づいて作成すること。 「要領等」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定するものとする。 (2) 電子データは、「要領等」に示されたファイルフォーマットに基づいて作成すること。 (3) 設計監理業務として行う営繕年報作成のため、工事諸元情報の提供に協力すること。 (4) 保存ケースとCD-R本体には、業務名、工期及び索引を印刷すること。						
⑫ 技術検査	・ 中間検査（※ 実施する ・ 実施しない）（１．６．２） <table border="1" data-bbox="483 1742 1050 1843"> <tr> <th>回数</th><th>中間検査の時期</th></tr> <tr> <td>第１回</td><td></td></tr> <tr> <td>第２回</td><td></td></tr> </table> ○ 完成検査 ○ 解体・発生材処分後は、マニフェスト等の整理を行い、施工管理資料として速やかに監督職員に提出のこと。 ・ 完成検査時には、地中工作物撤去確認のための掘削機械（バックホー 立米）を準備すること。	回数	中間検査の時期	第１回		第２回	
回数	中間検査の時期						
第１回							
第２回							

	⑬ 法定外の労災保険	※ 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。													
2 仮設工事	① 騒音・粉塵等の対策 (仮囲い等)	(2. 2. 1) ・ 仮囲い ○ 設ける (範囲、位置、延長等は図示) ・ 設けない ・ 万能鋼板 (H=) ・ 波形鉄板 (H=) ・ 単管シート (H=) ・ 枠組足場シート (H=) ・ 防音パネル (H=) ・ 防音シート (H=) ・ パネルゲート (W= H=) × 力所 ・ シートゲート (W= H=) × 力所 ○ その他 (飛散防止用メッシュシート (L=28m×H4.0m) 北側南側のみの) ・ 仮設鉄板 ・ 設ける (範囲、位置、㎡数等は図示) ○ 設けない													
	② 交通誘導員	○ 配置する ・ 配置しない													
	3 監督職員事務所	(2. 3. 1) ※ 設ける ○ 設けない ・ 10 ㎡程度 ・ 20 ㎡程度 ・ 35 ㎡程度 ・ 65 ㎡程度 ・ 100 ㎡程度 ※ 請負者事務所の中に監督職員用スペース ㎡程度確保する。 備品は下記のものを備える。 机、いす、電話、書棚、黒板、ゴム長靴、雨合羽、保安帽、安全帯、冷暖房機器、 その他監督職員の指示するもの													
	④ 工事表示板の設置等	監督職員が指定する位置に一箇所設置する。 表示時期は工事着工時から完成時までとする。 表示板の形式 <table><tr><th colspan="2">解体工事の表示</th></tr><tr><td>工 事 名 称</td><td>会 津 森 林 管 理 署 湯 野 上 森 林 事 務 所 解 体 工 事</td></tr><tr><td>工 事 期 間</td><td>令 和 年 月 日 ~ 令 和 年 月 日</td></tr><tr><td>工 事 発 注 者</td><td>会津森林管理署長 田村耕司 (電話) 0242-27-3270</td></tr><tr><td>工 事 監 督 者</td><td>会津森林管理 総務グループ (電話) 0242-27-3270</td></tr><tr><td>工 事 施 工 者</td><td></td></tr></table> 注 1 表示板は、風圧に耐えるよう配慮すること。 2 地色は、マンセル記号 1GY7. 5/8 とし黒文字 (角ゴシック) で表現する。 3 設置枚数 1 枚 4 表示板の大きさ ※ 1 号 (横 180 cm×縦 90 cm) ・ 2 号 (横 240 cm×縦 120 cm) ・ 3 号 (横 360 cm×縦 180 cm) ・ その他 () ・ 建設リサイクル法による標識を設置すること。		解体工事の表示		工 事 名 称	会 津 森 林 管 理 署 湯 野 上 森 林 事 務 所 解 体 工 事	工 事 期 間	令 和 年 月 日 ~ 令 和 年 月 日	工 事 発 注 者	会津森林管理署長 田村耕司 (電話) 0242-27-3270	工 事 監 督 者	会津森林管理 総務グループ (電話) 0242-27-3270	工 事 施 工 者	
	解体工事の表示														
工 事 名 称	会 津 森 林 管 理 署 湯 野 上 森 林 事 務 所 解 体 工 事														
工 事 期 間	令 和 年 月 日 ~ 令 和 年 月 日														
工 事 発 注 者	会津森林管理署長 田村耕司 (電話) 0242-27-3270														
工 事 監 督 者	会津森林管理 総務グループ (電話) 0242-27-3270														
工 事 施 工 者															
5 工事用水及び電力	工事用水 構内既存の施設 工事用電力 構内既存の施設	・ 利用できる (※ 有償 ・ 無償) (1. 3. 5) ○ 利用できない ・ 利用できる (※ 有償 ・ 無償) ○ 利用できない													
6 工事用通路	※ 指定しない ・ 指定する (図示) ※ 工事終了後撤去														
7 足場その他	(2. 2. 2) 外部足場 ※ 枠組足場 (※ 手すり先行工法 ・ その他) ・ くさび緊結式足場 (※ 手すり先行工法 ・ その他) 足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン (厚生労働省平成 21 年 4 月策定) により、設置については「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」によるものとする。 内部足場 ※ 脚立、足場板等 ・ 枠組棚足場 ・ その他 ()														

	⑧ その他	※作業通路は、指定通路表示を行い、足場等の堅固なもので頭上の保護を行うこと。 ※建物周辺は、粉塵防止や火災発生に備えて散水を行うこと。 ※工事に関係部分の出入の表示を行うこと。																																								
3 解体施工	① 解体方法	解体内容 (3.3.1) (3.4.1) (3.5.1) (3.6.1) (3.6.2) (3.7.1) (3.8.1) (3.8.2) (3.9.1) (3.9.2) (3.10.1) (3.11.1) (3.12.1) <table><tr><td>部 位</td><td colspan="2">内 容</td></tr><tr><td>○ 解体建築物</td><td colspan="2">○木造 ・ C B 造 ・ S 造 ・ R C 造 ・ S R C 造</td></tr><tr><td>○ 建築設備</td><td>電気設備 ・ 内部 機械設備 ・ 内部</td><td>・ 外部引込柱 ○ 埋設</td></tr><tr><td>○ 内・外装材</td><td colspan="2">○ 手作業 ・ 手作業及び機械による作業</td></tr><tr><td>○ 屋根葺き材</td><td colspan="2">葺き材種類（金属板葺き）</td></tr><tr><td>・ 屋根防水</td><td colspan="2">防水仕様（ ）</td></tr><tr><td>○ 躯体</td><td colspan="2">○ 手作業及び機械による解体作業 ・ 機械解体作業</td></tr><tr><td>・ 基礎等</td><td colspan="2">・ 杭基礎 ・ 独立基礎 ・ 布基礎 ・ べた基礎</td></tr><tr><td>・ 杭の解体</td><td colspan="2">※ 有り ・ 残置 杭解体方法 ・ 引抜き工法（ ） ・ 破碎工法</td></tr><tr><td>・ 構内舗装等</td><td colspan="2">舗装材種類：</td></tr><tr><td rowspan="3">・ 樹木</td><td>・ 伐採</td><td>※ 行う（ 本、図示 ） ・ 残す</td></tr><tr><td>・ 抜根</td><td>※ 行う（ 箇所、図示 ） ・ 残す</td></tr><tr><td>・ 移植木</td><td>・ 有り（移植先： 、図示 ） ・ 無し</td></tr><tr><td>・ 地下埋設物</td><td colspan="2">・ 有り（埋設物： ） ・ 無し</td></tr></table> ○ 解体施工は、低振動・低騒音型の機械器具等の選定に心がけ、解体材等の破片や粉塵の飛散を防止するため、防音シートや散水等により騒音・振動の減少、粉塵の防止に努めること。 ※ 解体方法及び手順は、「分別解体等に係る施工方法に関する基準（建設リサイクル法規則第2条）」による。 ※ 特定石綿等（アスベスト）の存在が想定される建築物の解体にあつては、労働安全衛生法、同施行令及び石綿障害予防規則に従い、建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策等を実施し、健康障害の予防対策の一層の推進を図ること。 アスベストの除去は、6章による。	部 位	内 容		○ 解体建築物	○木造 ・ C B 造 ・ S 造 ・ R C 造 ・ S R C 造		○ 建築設備	電気設備 ・ 内部 機械設備 ・ 内部	・ 外部引込柱 ○ 埋設	○ 内・外装材	○ 手作業 ・ 手作業及び機械による作業		○ 屋根葺き材	葺き材種類（金属板葺き）		・ 屋根防水	防水仕様（ ）		○ 躯体	○ 手作業及び機械による解体作業 ・ 機械解体作業		・ 基礎等	・ 杭基礎 ・ 独立基礎 ・ 布基礎 ・ べた基礎		・ 杭の解体	※ 有り ・ 残置 杭解体方法 ・ 引抜き工法（ ） ・ 破碎工法		・ 構内舗装等	舗装材種類：		・ 樹木	・ 伐採	※ 行う（ 本、図示 ） ・ 残す	・ 抜根	※ 行う（ 箇所、図示 ） ・ 残す	・ 移植木	・ 有り（移植先： 、図示 ） ・ 無し	・ 地下埋設物	・ 有り（埋設物： ） ・ 無し	
部 位	内 容																																									
○ 解体建築物	○木造 ・ C B 造 ・ S 造 ・ R C 造 ・ S R C 造																																									
○ 建築設備	電気設備 ・ 内部 機械設備 ・ 内部	・ 外部引込柱 ○ 埋設																																								
○ 内・外装材	○ 手作業 ・ 手作業及び機械による作業																																									
○ 屋根葺き材	葺き材種類（金属板葺き）																																									
・ 屋根防水	防水仕様（ ）																																									
○ 躯体	○ 手作業及び機械による解体作業 ・ 機械解体作業																																									
・ 基礎等	・ 杭基礎 ・ 独立基礎 ・ 布基礎 ・ べた基礎																																									
・ 杭の解体	※ 有り ・ 残置 杭解体方法 ・ 引抜き工法（ ） ・ 破碎工法																																									
・ 構内舗装等	舗装材種類：																																									
・ 樹木	・ 伐採	※ 行う（ 本、図示 ） ・ 残す																																								
	・ 抜根	※ 行う（ 箇所、図示 ） ・ 残す																																								
	・ 移植木	・ 有り（移植先： 、図示 ） ・ 無し																																								
・ 地下埋設物	・ 有り（埋設物： ） ・ 無し																																									
	2 解体後の整地等	・ 解体撤去後は、次により設計 G L に整地すること。 (3.13.1) 埋め戻し土 ・ 現場発生土利用 ・ 山砂利用（ 立米） ・ 他現場での建設発生土（堆積場所） ・ 整地表面は、解体で発生した再生砕石で敷きならすこと。 ・ 解体後の敷地境界には、松杭及びビニルロープ等による囲障を設置すること。 ・ 整地後、解体済建築物位置に縄張りを行うこと。																																								
4 建設廃棄物の処理	① 再資源化等	○ 特定建設資材廃棄物の再資源化が必要な発生材 (4.4.1(1)) (4.4.1(2)) <table><tr><td>種 類</td><td>再資源化等をする施設名〈住所〉、搬出距離（km）</td></tr><tr><td>・ 建設発生土</td><td></td></tr><tr><td>○ コンクリート塊</td><td>（有）星建材運輸〈南会津郡南会津町長野〉、13km</td></tr><tr><td>・ アスファルト塊</td><td></td></tr><tr><td>○ 建設木くず</td><td>（有）星建材運輸〈南会津郡南会津町長野〉、13km</td></tr><tr><td>○ 金属類</td><td>（有）星建材運輸〈南会津郡南会津町長野〉、13km</td></tr><tr><td>・ 小型二次電池</td><td></td></tr></table> ・ 建設資材の廃棄物の再資源化 (4.4.1(3)) <table><tr><td>種 類</td><td>再資源化をする施設名〈住所〉、搬出距離（km）</td></tr><tr><td>・ 蛍光ランプ</td><td></td></tr><tr><td>・ H I D ランプ</td><td></td></tr><tr><td>・ 硬質塩化ビニール管類</td><td></td></tr><tr><td>・ ガラス</td><td></td></tr><tr><td>・</td><td></td></tr></table> ・ 指定建設資材廃棄物（木材）として縮減 (4.4.1(4)) （理由 ・ 50km 以内に再資源化施設が無い ・ 再資源化に経済面で制約あり ） ・ 再資源化された建設廃棄物の現場での利用 (4.4.1(6)) ・ 有り（種類： ） ・ 無し	種 類	再資源化等をする施設名〈住所〉、搬出距離（km）	・ 建設発生土		○ コンクリート塊	（有）星建材運輸〈南会津郡南会津町長野〉、13km	・ アスファルト塊		○ 建設木くず	（有）星建材運輸〈南会津郡南会津町長野〉、13km	○ 金属類	（有）星建材運輸〈南会津郡南会津町長野〉、13km	・ 小型二次電池		種 類	再資源化をする施設名〈住所〉、搬出距離（km）	・ 蛍光ランプ		・ H I D ランプ		・ 硬質塩化ビニール管類		・ ガラス		・															
種 類	再資源化等をする施設名〈住所〉、搬出距離（km）																																									
・ 建設発生土																																										
○ コンクリート塊	（有）星建材運輸〈南会津郡南会津町長野〉、13km																																									
・ アスファルト塊																																										
○ 建設木くず	（有）星建材運輸〈南会津郡南会津町長野〉、13km																																									
○ 金属類	（有）星建材運輸〈南会津郡南会津町長野〉、13km																																									
・ 小型二次電池																																										
種 類	再資源化をする施設名〈住所〉、搬出距離（km）																																									
・ 蛍光ランプ																																										
・ H I D ランプ																																										
・ 硬質塩化ビニール管類																																										
・ ガラス																																										
・																																										

	2 産業廃棄物広域認定制度の適用	・ 産業廃棄物広域認定制度の適用 ・ 有り ※ 無し (4. 4. 2)																										
		<table border="1"> <tr> <th>適用廃棄物種類</th><th>使用部位</th></tr> <tr> <td> </td><td> </td></tr> <tr> <td> </td><td> </td></tr> <tr> <td> </td><td> </td></tr> </table>			適用廃棄物種類	使用部位																						
	適用廃棄物種類	使用部位																										
	3 最終処分	・ 最終処分する建設廃棄物及び最終処分場 (4. 4. 3)																										
		<table border="1"> <tr> <th>種 類</th><th>最終処分をする施設名〈住所〉、搬出距離(km)</th></tr> <tr> <td>・</td><td> </td></tr> <tr> <td>・</td><td> </td></tr> <tr> <td>・</td><td> </td></tr> <tr> <td>・</td><td> </td></tr> </table>			種 類	最終処分をする施設名〈住所〉、搬出距離(km)	・		・		・		・															
	種 類	最終処分をする施設名〈住所〉、搬出距離(km)																										
・																												
・																												
・																												
・																												
	1～3の処理、処分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。 なお、上記によらない場合は、監督職員と協議すること。 また、処理、処分に先立ち処分場等の受入の可否を確認すること。																											
	④ 処理に注意を要する建設廃棄物	・ 処理に注意する建設廃棄物の処理 (4. 5. 1)																										
		<table border="1"> <tr> <th>種 類</th><th>処分をする施設名〈住所〉、搬出距離(km)</th></tr> <tr> <td>・ C C A 処理木材</td><td> </td></tr> <tr> <td>・ ひ素混入石膏ボード (小名浜吉野石膏㈱いわき工場 昭和48年3月～平成9年4月に製造)</td><td> ※管理型最終処分場で埋立処分すること ・ (株) あいづダストセンター〈河沼郡会津坂下町〉、40km </td></tr> <tr> <td>・ カドミウム含有石膏ボード (日東石膏ボード㈱八戸工場 平成4年10月～平成9年4月に製造)</td><td> ※管理型最終処分場で埋立処分こと ・ (株) あいづダストセンター〈河沼郡会津坂下町〉、40km </td></tr> <tr> <td>・</td><td> </td></tr> </table>			種 類	処分をする施設名〈住所〉、搬出距離(km)	・ C C A 処理木材		・ ひ素混入石膏ボード (小名浜吉野石膏㈱いわき工場 昭和48年3月～平成9年4月に製造)	※管理型最終処分場で埋立処分すること ・ (株) あいづダストセンター〈河沼郡会津坂下町〉、40km	・ カドミウム含有石膏ボード (日東石膏ボード㈱八戸工場 平成4年10月～平成9年4月に製造)	※管理型最終処分場で埋立処分こと ・ (株) あいづダストセンター〈河沼郡会津坂下町〉、40km	・															
	種 類	処分をする施設名〈住所〉、搬出距離(km)																										
・ C C A 処理木材																												
・ ひ素混入石膏ボード (小名浜吉野石膏㈱いわき工場 昭和48年3月～平成9年4月に製造)	※管理型最終処分場で埋立処分すること ・ (株) あいづダストセンター〈河沼郡会津坂下町〉、40km																											
・ カドミウム含有石膏ボード (日東石膏ボード㈱八戸工場 平成4年10月～平成9年4月に製造)	※管理型最終処分場で埋立処分こと ・ (株) あいづダストセンター〈河沼郡会津坂下町〉、40km																											
・																												
	参考：廃石膏ボード現場分別解体マニュアル（平成24年3月国土交通省）																											
5 特別管理産業廃棄物の処理等	1 特別管理産業廃棄物の処分等	・ 特別管理産業廃棄物の処分 (5. 1. 2) (5. 4. 1)																										
		<table border="1"> <tr> <th>種類</th><th>分析調査</th><th>保管処分</th><th>保管場所及び処分先</th></tr> <tr> <td>・ P C Bを含む機器類</td><td> ・ 行う ・ 行わない </td><td> ・ 保管 ・ 処分 </td><td> </td></tr> <tr> <td>・ P C B含有ソーリング材</td><td> ・ 行う ・ 行わない </td><td> ・ 保管 ・ 処分 </td><td> </td></tr> <tr> <td>・ 廃油</td><td> ・ 行う ・ 行わない </td><td> ・ 保管 ・ 処分 </td><td> </td></tr> <tr> <td>・ 廃酸・廃アルカリ</td><td> ・ 行う ・ 行わない </td><td> ・ 保管 ・ 処分 </td><td> </td></tr> <tr> <td>・ ダイオキシン類</td><td> ・ 行う ・ 行わない </td><td> ・ 保管 ・ 処分 </td><td> </td></tr> </table>			種類	分析調査	保管処分	保管場所及び処分先	・ P C Bを含む機器類	・ 行う ・ 行わない	・ 保管 ・ 処分		・ P C B含有ソーリング材	・ 行う ・ 行わない	・ 保管 ・ 処分		・ 廃油	・ 行う ・ 行わない	・ 保管 ・ 処分		・ 廃酸・廃アルカリ	・ 行う ・ 行わない	・ 保管 ・ 処分		・ ダイオキシン類	・ 行う ・ 行わない	・ 保管 ・ 処分	
	種類	分析調査	保管処分	保管場所及び処分先																								
	・ P C Bを含む機器類	・ 行う ・ 行わない	・ 保管 ・ 処分																									
	・ P C B含有ソーリング材	・ 行う ・ 行わない	・ 保管 ・ 処分																									
	・ 廃油	・ 行う ・ 行わない	・ 保管 ・ 処分																									
	・ 廃酸・廃アルカリ	・ 行う ・ 行わない	・ 保管 ・ 処分																									
・ ダイオキシン類	・ 行う ・ 行わない	・ 保管 ・ 処分																										

6

① 一般事項

アスベスト含有建材の除去等

石綿等の取扱については、大気汚染防止法(昭和43年6月10日法律第97号)及び石綿障害予防規則(平成17年2月24日厚生労働省令第21号)その他石綿処理に関する諸法令を遵守すること。

石綿含有建材の調査(実施済)

・ 行う

※ 行わない

(1. 4. 1)

・ アスベスト粉塵濃度測定

※ 行う

・ 行わない

(6. 1. 3)

測定時期、場所及び測定点

適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点 (各施工箇所ごと)
・	測定1	処理作業前	処理作業室内	・ 計 点
・	測定2		調査対象室外部の付近	・ 計 点
・	測定3	処理作業中	処理作業室内	・ 計 点
・	測定4		セキュリティゾーン入り口	・ 計 点
・	測定5		負圧・除じん装置の排出口 (処理対象室外の場合)	出口吹出し風速 1m/sec以下の位置 ・ 計 点
	測定6		処理作業室外 ・ 施工区画周辺 ・ 敷地境界	・ 計 点
・	測定7	処理作業後 (シート養生中)	処理作業室内	・ 計 点
・	測定8	処理作業後シート 撤去後1週間以降	処理作業室内	・ 計 点
・	測定9		調査対象室外部の付近	・ 計 点

測定方法

・ 自動測定器による測定

測定名称	測定方法
・ 測定4 ・ 測定5	粉じん相対濃度計(デジタル粉じん計)パーティクルカウンター、繊維状粒子自動測定器(リアルタイムファイバーモニター)等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定

・ JIS A 3850-1 に基づいた測定

測定名称	メンブレンフィルタ直径(mm)	試料の吸引流量(L/min)	試料の吸引時間(min)
・ 測定4 ・ 測定5	25	5	30
・ 測定 ・	47	10	120
・ 測定 ・	47	10	240
・ 測定 ・			

⊗ アスベスト含有建材の除去に当たっては、石綿作業主任者(石綿作業主任者技能講習修了者)の選任をすること。除去に従事する除去作業者は石綿則に基づく特別の教育を受けたものとする。 (6. 2. 2~3)

2 アスベスト含有吹付け材の除去

・ アスベスト含有吹付け材の処理等

(6. 3. 2) (6. 3. 3)

建材の種類	使用部位	除去工法	除去後の飛散防止措置
・ アスベスト含有吹付け材	・	※6. 3. 2(1)(7)による ・	※湿潤化 ・ 固化

処分場 ※管理型最終処分場に埋立処分

・ 、 km

・ 中間処理 ()

3 アスベスト含有保温材等の除去

・ アスベスト含有保温材の処理等

(6. 4. 1) (6. 4. 3)

使用材料名	使用部位	除去工法	除去後の飛散防止措置
・		・ 破碎して除去 ・ 手ばらし	※湿潤化 ・ 固化

処分場 ※管理型最終処分場に埋立処分

・ 、 km

・ 中間処理 ()

④ アスベスト含有成形板の除去

⑤ アスベスト含有成形板の処理等

(6. 5. 4)

使用材料名	室名	使用部位
・石膏ボード下張り	事務所	壁
・岩綿吸音板	事務所	天井
・石膏プラスター塗り	書庫	壁
・石膏プラスター塗り	押入	壁
・石膏プラスター塗り	居間	壁
・石膏プラスター塗り	物入	壁
・石膏プラスター塗り	広縁	壁
・石膏プラスター塗り	和室	壁
・石膏プラスター塗り	押入	壁
・繊維壁塗り	踏込み	壁
・繊維壁塗り	和室	壁
・繊維壁塗り	板の間	壁
・石膏プラスター塗り	台所	壁
・フレキシブルボード	台所	天井
・石膏プラスター塗り	廊下	壁
・石膏プラスター塗り	便所	壁
・石膏プラスター塗り	勝手口	壁

なお、上記はすべてみなし含有として処理すること。

養生

※ 作業場は、養生シート等を用いて区画する。

除去工法

※ 作業場は、散水等により湿潤化し、手ばらしによること。

※ やむを得ず破壊しなければならない場合には、十分に湿潤化した状態で行うこと。

※ 除去物については、粉じんの飛散防止に努め、特に破碎されたアスベスト含有成形板については、湿潤化の上、丈夫なプラスチック袋に入れる等の飛散防止措置を講ずること。

処分場 アスベスト含有せっこうボード

※管理型最終処分場に埋立処分

・（株）あいづダストセンター〈河沼郡柳津町〉、65km

アスベスト含有せっこうボードを除くアスベスト含有成形板

・埋立処分（（株）あいづダストセンター〈河沼郡柳津町〉、65km）

・中間処理（ ）

① 特別管理産業廃棄物等の処分等

② 特殊な建設副産物の処分

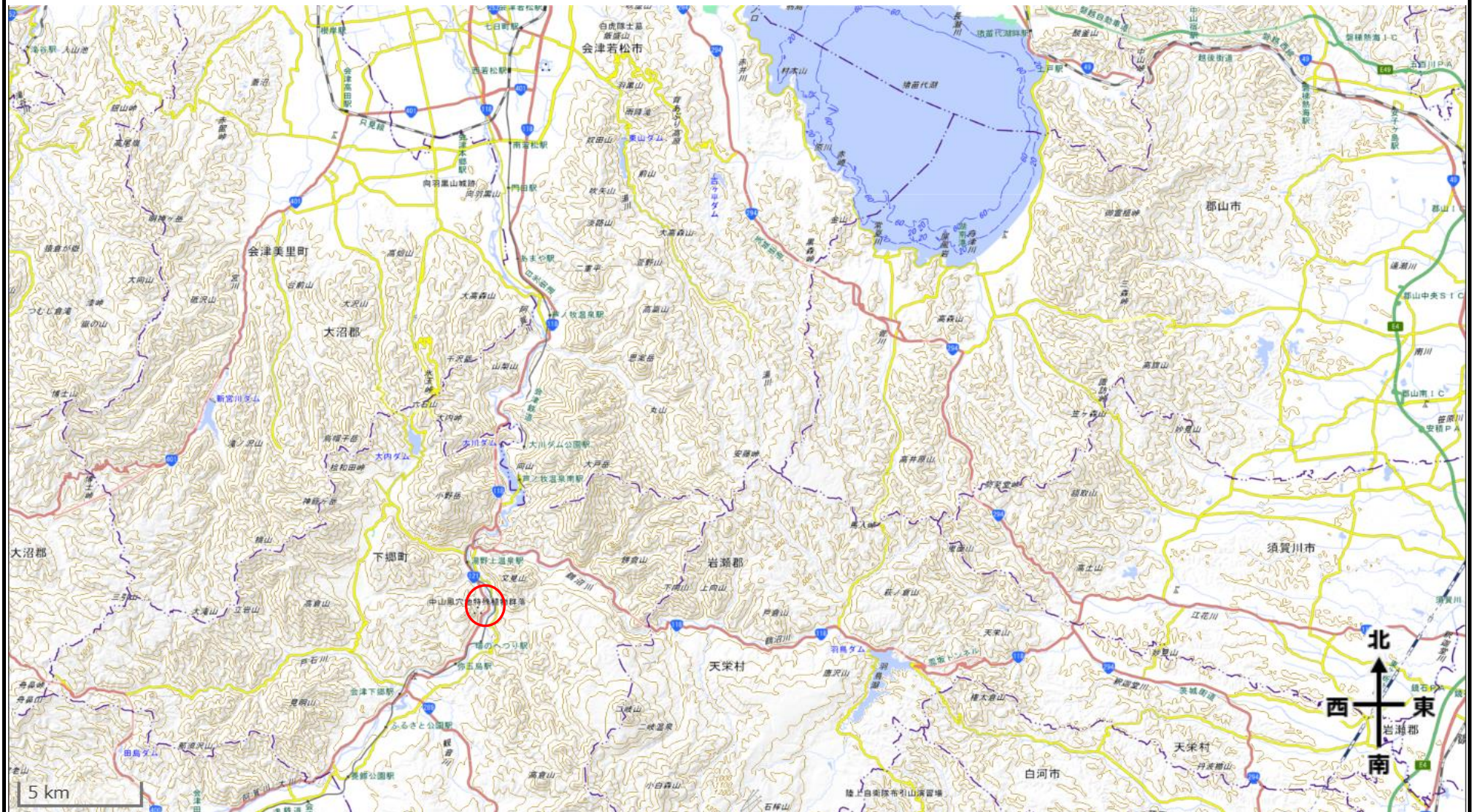
(7. 3. 1)

種類	回収及び処分等	処分先等
⑤ 冷媒フロン	※ 登録を受けた回収業者に回収委託	
・ 建材用断熱フロン	※ 処分	
・ ハロン	※ ハロン設置業者に回収	
・ イオン化式感知器	・ 購入元か製造所等へ返却 ・ （公社）日本アイソトープ協会に引き渡し	
・ 六ふっ化硫黄ガス	・ 機器製造所に回収委託 ・ S F 6 ガス回収業者に依頼	
・ P F O S	※ 処理業者に処理委託	
・ 特定化学物質	・ 回収 ・ 処分	
・		

特殊な建設副産物の処理

会津森林管理署湯野上森林事務所解体工事 位置図

所在：福島県南会津郡下郷町大字湯野上字居平乙746番地



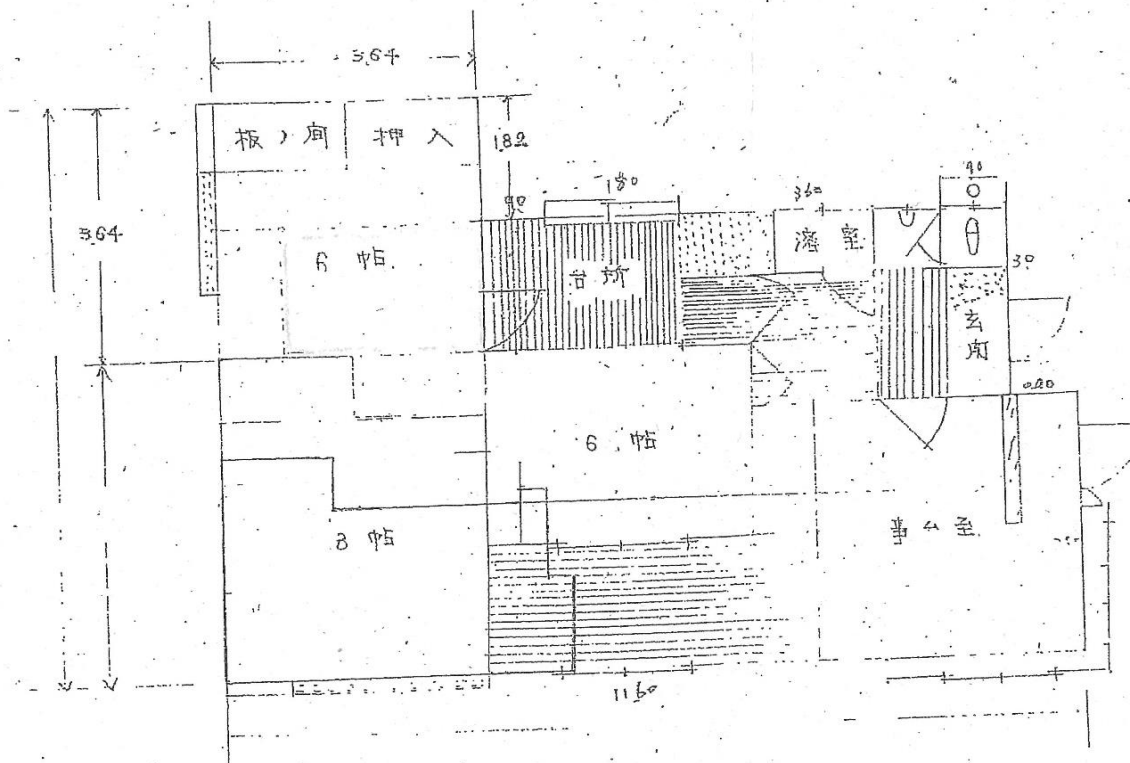
本図は国土地理院地図を使用し会津森林管理署が作成しました。

所在：福島県南会津郡下郷町大字湯野上字居平乙746番地



会津森林管理署湯野上森林事務所解体工事
建物図（事務所）

湯野上森林事務所 事務所 （縮尺 100分の1）



凡 例

模様替ノ所



増築ノ所



会津森林管理署湯野上森林事務所解体工事
建物図（車庫）

湯野上森林事務所 車庫 （縮尺 100分の1）

